

# 酸の脅威から作業現場を守る 漏酸位置検知システム 「ドコサンミハール®」



## コネクタでジョイント、漏酸位置検知ができる!

水質汚濁防止法の一部改正（2012年6月1日施行）により、  
目視点検できない場所の定期点検が義務付けられました。  
ドコサンミハール®は、このような見えない場所でも短時間で漏酸位置検知が可能です。

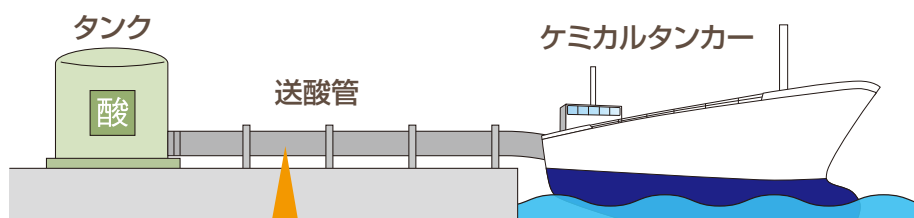
**硫酸**(最大条長 200m)、**塩酸**(最大条長 100m)など 用途に合わせた多様なラインナップ

**既設設備**への取り付けOK

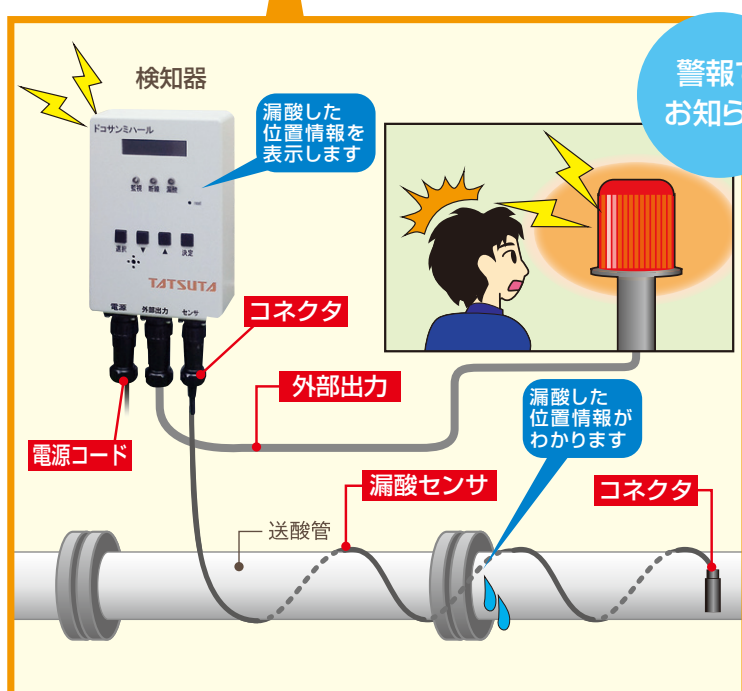
**屋外敷設可**

**コネクタ**で接続が容易(両端コネクタ付センサ:標準50m)・**防水IP67相当**

**敏速に漏酸位置の特定が可能**



酸を扱う  
色々な箇所で  
活用できます!



## ▶ 検知性能試験結果

試験方法：試験液(硫酸 98%または塩酸 35%)をセンサに点滴した際の検知に要する時間を測定。

試験条件 試験温度：20℃ 点滴量：約0.02mL/秒

| 酸の種類     | 検知時間 約(分) |
|----------|-----------|
| 硫酸 (98%) | 10        |
| 塩酸 (35%) | 20        |

### 注意事項

- ◎ 確実に漏酸を検知するために、センサ長は以下のとおりとしてください。  
硫酸は200m以下、塩酸は100m以下
- ◎ 降雨および高温・高湿[周囲温度55℃以上かつ湿度90%RH以上]の環境下で漏酸が発生した場合、漏酸発生位置は不確実なものになります。

### 水質汚濁防止法の改正 ～地下水汚染の未然防止のための実効ある取組制度の創設～ (2012年6月1日施行)

水質汚濁防止法の一部を改正する法律が2012年6月1日に施行されました。同法により、有害物質による地下水の汚染を未然に防止するため、有害物質を使用・貯蔵等する施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守、定期点検及びその結果の記録・保存を義務付ける規定等が新たに設けられました。

地下等、目視で点検出来ない場合は、漏洩センサで検知できるように設備を整える必要があります。

## タツタ電線株式会社 通信電線事業本部

本社 〒578-8585 大阪府東大阪市岩田町2丁目3番1号 TEL. 06-6721-3333 FAX.06-6725-2376

東京支店 〒105-0014 東京都港区芝2丁目13番4号 住友不動産芝ビル4号館10階 TEL. 03-5439-4925 FAX.03-5439-4929

[www.tatsuta.co.jp](http://www.tatsuta.co.jp)